

第17回 農業委員会総会議事録

令和3年11月24日開会

中標津町農業委員会

令和3年11月24日、第17回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤田	宏幸
13番	高橋	正一
14番	赤波江	信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

附議した案件

- (イ) 議案第96号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第97号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第99号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第100号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第37号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第38号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	吉田佳弘
係	宮崎智佳

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第17回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16番、中村 正生 委員。
17番、笠原 康博 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 10月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。11月17日総合文化会館におきまして、第44回中標津町表彰式が開催され、会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第96号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)(2)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり)農地係長
- 農地係長 議案第96号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長 小田原 輝和。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積50,055㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、令和3年10月26日から令和8年8月29日まで。5、合意解約成立の日、令和3年11月8日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第99号(1)に関連するもので、個人名義で賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。
議案の3ページをお開きください。
(2)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、〇〇郡〇〇町〇〇〇〇番地の〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字上標津 241 番 1、現況地目、畑、面積 49,276 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 3 年 11 月 1 日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第 9 8 号（5）に関連するもので、農地法第 3 条で賃貸借期間を更新していた農地について、新設した農地所有適格法人に使用貸借するため、合意解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員） 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、 議案第 9 7 号「現況証明願いについて」を上程致します。（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり）中村委員。

中村委員 上程になりました議案第 9 7 号「現況証明願いについて」（1）について説明いたします。5 ページをお開きください。
（1）1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 13,757 m²。利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 6 ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況は雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります
令和 3 年 1 1 月 2 日、第 1 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。8ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,708㎡、利用目的、牧草畑、他17筆、計565,993㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年12月1日から令和13年11月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計、1,150,139㎡、家畜、牛224頭。7、見取図については、10ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第98号(2)(3)について説明いたします。11ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積28,764㎡、利用目的、牧草畑、他30筆、計906,466.76㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、

令和3年12月1日から令和13年11月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計、1,161,478.76㎡、家畜、牛154頭。7、見取図については、13、14ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。15ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積37,214㎡、利用目的、普通畑、他9筆、計290,476㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年12月1日から令和13年11月30日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計、290,476㎡、経営作目、馬鈴薯。7、見取図については、16ページのとおりとなっております。本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第98号(4)について説明いたします。17ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積3,255㎡、利用目的、牧草畑、他6筆、計208,647㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格。無償。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計707,081㎡、家畜、牛101頭。7、見取図については、18、19ページのとおりとなっております。この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者の〇〇〇〇氏に使用貸借していた農地を合意解約し、生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

た。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第98号(5)について説明いたします。20ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,637㎡、利用目的、牧草畑、他22筆、計741,368㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和3年12月1日から令和13年11月30日まで。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、なし、家畜、牛227頭。7、見取図については、22、23ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農地所有適格法人の設立にあたり、所有農地について使用貸借を設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第99号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。

議案の25ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,055㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため、借主を変更して賃貸借するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和3年11月25日から令和8年8月29日まで。6、価格。年57,060円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計0㎡、家畜、牛227頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、26ページのとおりです。本案件につきましては、北海道農業公社が賃貸借していた借主の法人設立に伴い、一度合意解約し、改めて設立法人と再度賃貸借をするものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第100号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、会議規則第16条の規定により、4番〇〇〇委員、9番〇〇委員、10番〇〇委員の退席をお願い致します。

(～〇〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員退席後～)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第100号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。28ページをお開きください。

令和3年度分といたしまして、農事組合法人、〇〇〇〇組合からの提出がありました。令和3年10月12日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました。
(～〇〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員着席後～)
〇〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、承認されました。
日程 8、報告第 37 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 37 号「農地法第 4 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第 4 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
30 ページをお開きください。
許可日。令和 3 年 10 月 25 日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,944 m²、他 1 筆、計 17,175 m²。3、許可期間。令和 3 年 10 月 25 日から永年となっております。
31 ページをお開きください。
許可日。令和 3 年 10 月 25 日付。
(2) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,977 m²。3、許可期間。令和 3 年 10 月 25 日から永年となっております。
32 ページをお開きください。
許可日。令和 3 年 10 月 25 日付。
(3) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,685 m²内 250 m²。3、許可期間。令和 3 年 10 月 25 日から永年となっております。
以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程9、報告第38号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第38号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。
議案の34ページをお開きください。
今回につきましては、平成29年5月26日から令和3年10月29日付けで認定のあった31件について記載しております。新規認定は15件、再認定12件、変更4件、となっております。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第17回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10時55分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月26日

会長 _____

16番 _____

17番 _____